

茨木市障害者差別禁止条例の制定について（公開質問状）へのご回答

御名前（ 山本よし子 ）

1. 国連「障害者権利条約」について

1-①

- ① 茨木市としても障害者差別禁止条例の制定を検討していくべき
2. 茨木市として障害者差別禁止条例の制定は必要ない
3. どちらとも言えない
4. その他

[]

その理由

2016年4月に施行された「差別解消法(通称)」の中で、「国及び地方公共団体は、必要の施策を実施しなければならない」と定められています。同時に大阪府条例が制定され、「市町村などの準拠の実施をつとめるよう」明記されています。これに基づいて、茨木市としても積極的に対象や解決策の拡大等により、条例の制定を進めるべきである。

1-②

- ① 茨木市としても手話言語条例の制定を検討していくべき
2. 茨木市として手話言語条例の制定は必要ない
3. どちらとも言えない
4. その他

[]

その理由

手話は、聴覚障害者が安心にくらぶ上で、必要不可欠なものである。手話の普及を促し、聴覚障害者のコミュニケーションを保障するために、茨木市としても条例の制定を求めています。すでに大阪府と大東市では条例が制定されており、大東市の場合では、市民が直接利用する市の職員の中に、手話を使用できる人を配置するなどの具体的な提言が盛り込まれています。

2. 茨木市役所での障害者雇用について

① 茨木市役所の障害者雇用のあり方を抜本的に見直すべき

2. 茨木市役所の障害者雇用は、現在のままでいい

3. どちらとも言えない

4. その他

その理由

・法定雇用率2.5%を実行するよう強く求めると共に、市独自の目標を設定し、雇用率の拡大を求むる。
・地方公務員法の適用により「欠格条項」を見直し、障害者が職員採用試験に受験できない状況を改善すること。

3. 65歳問題について

① 機械的に介護保険サービスを適用するのではなく、柔軟に対応すべき

2. 本人の意向に関わらず、介護保険サービスの利用を優先すべき

3. どちらとも言えない

4. その他

その理由

障害者総合支援法の改悪により、65才を過ぎると介護保険サービスを優先するよう決められた。これにより、利用者の金銭的負担が多くなり、リハビリの回数も減らされるなどの問題が出てきている。障害福祉サービスも併わせて受けられよう。但し所得の障害者に対する給付費の支給を茨木市にも充実するよう要求していかねばならない。

4. 障害のある人の地域生活について

4-①

- ①. 茨木市としても24時間介護が必要である。
2. 茨木市として24時間介護が必要ではない。
3. どちらとも言えない
4. その他

[]

その理由

居宅の障害者にとっては、夜間の介護が手薄にされている。
現在、夜間のヘルパー派遣について実施している事業所が
極めて事業所が少ない。
財政的支援を含めた整備が必要。

4-②

1. ガイドヘルパー利用の現状を知っていた。
2. ガイドヘルパー利用の現状を知らなかった
- ③. どちらとも言えない
4. その他

[]

その理由

(茨木市での利用の現状は、具体的に把握していません)
移動に支援の必要とする障害者全てが、個別のニーズに
応じて、ガイドヘルパーが利用できるようにすること。
就学支援、就労支援の観点からガイドヘルパーが十分に
保障 利用できるように、制度の改善を行うこと

5. 医療について

5-①入院時のヘルパー利用と障害のある方が受診できる市民総合病院の建設について

現実的には、茨木市立の市民総合病院を新設することは困難だと
思われる。現時点でできることは、広域で急性疾患に対応でき
る運用システムを作るための、予算と人員の配置を行うことが
必要である。
ヘルパーの利用は、障害者のみならず、高齢者も利用できよう
と、ヘルパーサポートの体制を作ること。

5-②同行援護について

医療機関への通院や、入院時のコミュニケーション支援、情報
の通達を十分に行うことのできるよう、同行援護が必要で
ある。

6. 市民会館について

現在閉館中の市民会館について、今後の基本的な計画を立ち
上げるために市は「100人会議」を立ち上げ、論議を始めてい
るが、市民の様々な意見を反映させる場にはなっていない。
新設計画を白紙に戻し、改築も選抜母体による新たな論議
を市民に開かれた形で進めること、障害者や高齢者などが
利用しやすい会館にしたい。市民の声を反映させるべきである。

ありがとうございました。
茨木障害フォーラム (IDF)